○金融庁厚生労働省告示第六号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定並びに労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）第百条第四項の規定に基づき、労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年大蔵省労働省告示第七号）及び労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁厚生労働省告示第三号）の一部を次のように改正し、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から適用する。

平成二十六年三月三十一日

金融庁長官　畑中龍太郎
厚生労働大臣　田村　憲久

（労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部改正）

第一条　労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部を次のように改正する。

第二項中「第五十六条第六項第二号」を「第五十条の二第三項」に改める。

（労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部改正）

第二条　労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部を次のように改正する。

第一条第十四号を次のように改める。

十四　一般社団法人日本労働者信用基金協会

第二条第十号を次のように改める。

十　一般社団法人日本労働者信用基金協会

○金融庁農林水産省告示第六号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の施行に伴い、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第四号）の一部を次のように改正し、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から適用する。

平成二十六年三月三十一日

金融庁長官　畑中龍太郎
農林水産大臣　林　芳正

第三条中「又は第十号」を「、第十号又は第十一号」に改める。

第八条第八項第一号ハ中「同条第一項第十号」の下に「若しくは第十一号」を加える。

○金融庁農林水産省告示第七号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（平成二十六年内閣府令第六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、平成十三年九月十三日金融庁農林水産省告示第十三号（農林中央金庫法の施行に関し定める件）等の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

金融庁長官　畑中龍太郎
農林水産大臣　林　芳正

第一条　平成十三年九月十三日金融庁農林水産省告示第十三号の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中ルをヲとし、ホからヌまでをヘからルまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の六第一項

第四条第二項第二号ハ中「（昭和二十六年法律第二百三十八号）」の下に「第五十三条第三項第七号の二及び」を加え、同号に次のように加える。

ニ　中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の二及び第九条の九第六項第一号の三に掲げる事業

第四条第二項第三号中「農業協同組合にあっては」を削り、「信用事業」の下に「（同法第十条第六項第八号の二に掲げる事業を除く。）」を加え、同項第四号を次のように改める。

四　前項第十号に掲げる者の業務（水産業協同組合法第十一条の四第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業（同法第十一条第三項第七号の二、第八十七条第四項第七号の二、第九十三条第二項第七号の二及び第九十七条第三項第七号の二に掲げる事業を除く。）に限る。）の代理又は媒介

第九条第二項及び第三項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に改め、同条第五項中「第七十二条第四項」を「第七十二条第七項」に改める。

第十条中「第八項ただし書」を「第十二項ただし書」に、「すべて」を「全て」に改める。

第十二条第一項第四号中「第二十四条第三項前段」を「第二十四条第四項前段」に改め、同条第二項及び第三項中「第二十四条第四項」を「第二十四条第五項」に改める。

第十五条第一項第三号中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改め、同条第二項及び第三項中「第二十四条第四項」を「第二十四条第五項」に改める。

第二条　平成十八年三月三十一日金融庁農林水産省告示第九号（農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中ナを削り、ラをナとし、ムをラとする。

第二条第一号中「ム」を「ラ」に改め、リをヌとし、ホからチまでをヘからリまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の六第一項

第二条第二号イ中「ム」を「ラ」に改め、同号イ(4)中「（昭和二十六年法律第二百三十八号）」の下に「第五十三条第三項第七号の二及び」を加え、同号イに次のように加える。

(5)　中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の二及び第九条の九第六項第一号の三に掲げる事業